



## 上海情報 <<2009年11月号>>

【情報提供】【編集/提供】(株)葵ビジネスコンサルタンツ

\* 上海葵 Office; 上海日経財務内

TEL: 021-6219-8120 (日本語専用線)

\* 東京本部; 横田税務会計事務所内

東京都大田区東馬込 1-12-12 横田会計ビル 2F

TEL: 03-3775-1220 URL: <http://www.aoibc.com>

### 【回答は、嘘です！】

中国現地法人の会計に関して、多数の質問・相談や疑問が寄せられています。その中からご紹介いたします。

中国: 上海に長く住んでいますと、ビジネス上のいろいろな場面で「中国のルール・法律です」「中国の常識・慣習です」と回答される場合が多くありました。そこで中国会計の分野で回答された、アツと驚く「Q&A」を特集します。

#### Q-1: 決算書は「P/L」だけです

中国に進出した日本本社からの問合せです。中国現地法人の総経理「社長」から、毎月の決算報告として、P/L だけが送られてきました。そこで総経理は「B/S」も送ってくださいと伝えると、その返事は、「中国会計では毎月作るのは【P/L】だけで、期末監査の時だけ『B/S』も作ります。毎月の決算時には、B/S はありません！」と言われましたが、本当ですか？

=嘘です。

中国会計は毎月決算を行い、「B/S」「P/L」「税金計算書」等を税務署に、翌月の指定日までに申告します。

#### Q-2: 製造原価の算出は、「加重平均法」だけです

製造業の会計責任者から、各製品のコスト計算する方法としては、中国会計では「加重平均法」しか使用できない。他のコスト算出方法は認めてない！」と言われましたが、本当ですか？

\* 加重平均法とは、【製品・原材料金額 / 製品数 ÷ 製品単価】と算出するらしい。

Example;

「製品×4タイプで合計100万」とすると、「A製品:@5万×2個、B製品:@3万×11個、C製品:@2万×20個、D製品:@1万×17個」の場合でも、100万/50個=@2万になり、全製品の単価を一律に「2万」と確定するらしい ???

=嘘です。

中国会計では製造原価計算書を法定していませんので、自社の方法(日本本社の算定方法)でも構いません。

;後日、加重平均法とは「総平均法」「移動平均法」と判明しました。

#### Q-3: 中国会計では、「製造原価計算書」が無くて良いのか？

中国では「製造原価計算書を作る必要はない」とか、「自社で自由に作れるので勘定科目の記載が不十分でも良い」とか？ と中国現地法人の会計担当者から言われましたが、本当ですか？

＝嘘です。

製造原価計算書は法定されていませんが、自社で工程管理や個別製品の単価算出のために必要になります。正確に算定するか、いい加減に、適当に算出するかは、日本本社が判断する事になります。

Q-4:「資産の償却費」と「無形資産・前払費用」のリストは、**不要・没有**

経費の内訳も明確になってきましたので、次に「1501;固定資産の償却費」「1801;無形資産」「1301/1901;前払費用」の償却費リストを送ってくださいと中国現地法人の会計責任者へ依頼すると「**不要;必要ない**」「**没有;有りません**」と言われましたけど、本当ですか？

＝嘘です。

中国会計でも作成を義務付けています。資産の購入日・数量・単価や償却年数や方法もぜひ記入させて、チェックしてください。会計責任者から、かなり嫌われますけれども必要な業務です。更に、2008/1月からは償却年の削減や加速法も可能になりました。

前払費用や無形資産では「理由」も必要です。固定資産にするのが「嫌や」だから、前払費用等で計上している中国現地法人も多数ありました。

そして「1231;低価格消耗品」は資産で、『5/5 償却』と『一括償却』を選択できますので、注意してください。

Q-5: 発票(領収書)がある場合だけ、伝票を作る「現金主義」です

中国現地法人の会計責任者や総経理から発票がないと伝票を作れないので、「発票が発行されるまで、取引先から発票が届くまで、計上できません」と言われましたが、本当ですか？

＝嘘です。

2006年の中華人民共和国財政部設定「企業会計準則:基本準則」から、第1章「総則」の第9条に【発生主義】での会計処理を謳って、「発生主義」を明確にしています。

但し、昔のソビエト共産式会計で教育された多数の会計人は「発生主義」を理解できていません。「会計＝税務」と教育されてきました。

2000年ごろに設定された「中国政府:企業会計準則」を見た事も、読んだ事も、勉強した事も無く、更に読む事する拒否した会計人もいました。中国会計の『**中年の害**』になります。

故に、毎月、個別の取引先の残高:売掛金や買掛金が「**▲:マイナス**」でも気にしていません。全体の勘定科目がプラスになっていれば、OKですから「詳細な点にまで、気を廻すな」とアドバイス・**脅されました。**

この理由としては、中国の会計ソフトも問題がありました。勘定科目や補助科目での残高表示では「+;プラス」か「**▲:マイナス**」の判断が難しいためです。「貸」「借」と数字だけの表示になっていますので、ジックリと監査・確認しないと見つけられません。

負債である「2171-01:未払税金-増値税」は、日本の「仮払消費税」と「仮受消費税」と同じ意味になりますので、残高が「**▲:マイナス**」で資産を意味しています。

Q-6:「棚卸資産」が3種類も有るが、数字が不一致でもOK?

会社によっては、在庫が「貿易台帳」と「会計帳簿」「実施棚卸」の3種類もあります。その数字が、一致しなくても構わないのか?

=嘘です。

一致するのが正解です。計上基準や計上に必要な資料等を一致させれば、数字が合いやすくなります。

ただ、増値税等のため管理が難しくなっていて、正確な「実地棚卸」を会計担当者が嫌っていた面もありました。故に、日本本社は「不一致の理由」の明確化を要求してください。

日本でも銀行残高で、不一致の場合が多く有ります。その時と同じように「理由」や「小切手No.」「手形No.」等を明記した処理をしておけば、監査法人にも理解されます。

【追加質問】

中国会計ソフトでは、毎月の「決算書」では仕訳を修正せずに、「決算書;各欄の数字」だけを変えられるのか?

=これこそが、「嘘:信じられない!」でした。残念ながら、本当に修正できました。何しろ、目の前で見せられました。

(F:記)

OVTAアドバイザー

◎ 中国;上海で『国際会計』に携わっている会計専門家でグループを結成し、勉強会・情報交換の場を設けます。 ;参加希望の方はご連絡ください

OVTA『東京』セミナー:09年度

◀中国会計▶.....14:00~17:00 専門家でもハードです  
\* 2010/1/22(金) OVTA 東京事務所;会議室  
;各回、同じ内容になります

;詳細は「[http://www.aoibc.com/aoi\\_seminar.html](http://www.aoibc.com/aoi_seminar.html)」で、案内書をご参照ください

OVTA『上海』セミナー:09年11月の予定

《中国会計;上級コース》……14:00～17:00 ハードです

\* 11/20(金) 上海スターツ(有);会議室

- ・ 中国法人の問題点と分析 ;日中会計の相違
- ・ その解決方法&注意点
- ・ 現状レポート ;中国法人の会計実態
- ・ 結論 ;「餅は餅屋」

申込先は「OVTA 北京事務所」になります

TEL;010-8532-2291/2292、E-メール;octa-bj@ovtabj.com.cn

- ◎ 中国語や中国会計を知らなくても、理解できる【日中簡単会計】ソフトのデモ版を用意しました。希望の方は、日本本社へ郵送いたしますので下記項目をご記入して「aoi@aoibc.com」の『SJ係』へメールしてください。

- ・ 〒 & 住所:
- ・ 会社名:
- ・ TELNo.:
- ・ 担当部門:
- ・ 担当者: